

「高校生による地元企業魅力発掘体験事業」業務委託 公募型企画プロポーザル実施要領

1 委託業務の目的

会津地方振興局管内における新規高卒者の県内留保率（県内企業への就職割合）は低く、将来、労働力人口の減少による地域産業の衰退や、人口減少による地域活力の低下が懸念されていることから、高校生に地元企業や地元就職の魅力を感じ・認識してもらうことにより、県内留保率の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

高校生による地元企業魅力発掘体験事業

(2) 業務内容

別紙「高校生による地元企業魅力発掘体験事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結の日から令和8年1月16日（金）まで

(4) 委託費の上限

3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 福島県内に主たる事務所を置き、福島県会津地方振興局との打合せ等に迅速に対応できる団体であること。

(8) その他、福島県会津地方振興局との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 質問等の受付

実施要領等に関する質問は、以下により受け付けます。なお、本企画プロポーザルにおいては、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和7年5月20日（火）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」を福島県会津地方振興局企画商工部宛に電子メールにより提出してください。電子メールの件名は「【質問】高校生による地元企業魅力発掘体験事業」とし、電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話や訪問による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年5月22日（木）までに福島県会津地方振興局のホームページに掲載します。

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「高校生による地元企業魅力発掘体験事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年5月26日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県会津地方振興局企画商工部へ電子メール、郵送又は持参

※電子メールにより提出した場合は、電話により送付した旨をお知らせください。

※持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の8時45分から17時までとします。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「高校生による地元企業魅力発掘体験事業業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書(第2号様式)」の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年6月5日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

福島県会津地方振興局企画商工部へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の8時45分から17時までとします。

(3) 提出書類

ア 企画提案書(A4版、縦横どちらでも可)

イ 内訳が明記された見積書

ウ 事業者概要(第3号様式)

エ 役員一覧(第4号様式)

オ 定款

カ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(第5号様式)

(4) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

(5) 企画提案書について

仕様書(案)の内容及び下記7(3)の審査基準を踏まえ、おおむね次の事項を記載するほか、応募者としてのアピールポイントを記載してください。

なお、予算内であれば、追加提案により、より効果的と思える内容の提案をしても構いません。

ア 具体的な制作イメージ(レイアウト図や絵コンテ等により、ページ構成やWEBサイトイメージをビジュアル的に確認できるもの)

イ 納品までのスケジュール

ウ 業務実施体制

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

企画プロポーザルにより内容を総合的に審査のうえ、最も優れた企画を提案し、適切な運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者として選定し、契約締結の手続きを行います。

(2) 企画プロポーザル審査会（企画提案プレゼンテーション）

ア 開催期日及び場所

- ・期日：令和7年6月9日（月）※時間等詳細は別途通知します
- ・場所：福島県会津若松合同庁舎 地域連携室（本館3階）

イ プレゼンテーションの所要時間

15分間の説明と10分以内の質疑を実施します。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力	業務体制	業務が確実かつ効果的に遂行できる業務管理体制がとられているか。	10点
	スケジュール	業務が確実かつ効果的に遂行できるスケジュールがとられているか。	10点
	業務実績	本業務と類似の業務の十分な実績があり、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。	10点
企画提案内容	実施方針（業務理解）	本業務の目的や業務内容を正しく理解しているか。また、コンセプトやアピールポイントは的確か。	10点
	企画提案（企画性①）	高校生の興味を惹く内容となっているか。また、就職意欲を高めるような魅力的・効果的な提案があるか。	15点
	企画提案（企画性②）	企画提案ページは、高校生に地元就職、地元企業の魅力が十分伝わる内容となっているか。	15点
	企画提案（デザイン性）	仕様書（案）に記載された内容を盛り込み、かつ理解しやすい内容、見やすいレイアウト及びデザインであるか。	15点
	企画提案（独創性）	仕様書（案）に記載されていない活用可能な提案はあるか、またそれは効果的か。	5点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5点
加点措置	価格転嫁の取組への評価	パートナーシップ構築宣言を宣言しているか。	5点
合計			100点

(4) 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点を付します。

評 価 点			評 価
15点満点	10点満点	5点満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る

(5) 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員毎に事業者の順位付けを行い、その平均順位のうち最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計評価点の平均が60点以上であることを条件とします。

(6) 結果通知

ア 審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名及び評点、その他の応募者の評点（会社名は非公表）を福島県会津地方振興局ホームページにて公表します。

イ 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求められます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

8 契約の締結

審査により選定された業務委託予定者と福島県会津地方振興局が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で委託契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

業務委託予定者と協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった者と協議します。

9 スケジュール

項 目	日 程
募集公告	令和7年5月16日（金）
質問受付期限	令和7年5月20日（火） 17時
参加表明書提出期限	令和7年5月26日（月） 17時
企画提案書等提出期限	令和7年6月 5日（木） 17時
プレゼンテーション審査の実施	令和7年6月 9日（月）

10 留意事項

- (1) 企画プロポーザルに要する経費等は、全て提案者の負担とします。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 企画プロポーザルにて提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用にかかわらず返却しません。
- (4) 企画プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (5) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めません。
- (6) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

(7) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合

11 担当課（問合せ先・提出先）

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課（担当：石見）

電話：0242-29-5292

E-mail：aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp